



▲学校給食に地場産品を



Q 食育基本法対応を問う

阿部 長俊 議員（しののめ会）

A 健康プラン21を活かす

Q1 社会環境の変化に伴い、食のあり方に反省を求められている。食育を国民運動として展開し、健康な生活の実現を目指す「食育基本法」が去る6月10日成立した。基本理念として、正しい食の知識のもとで国民の豊かな人間形成に役立つことを掲げ、教育、農畜産

や漁業他多くの団体の果たす役割を求めている。また内容は食の安全、自給率の向上、地産地消、地域伝統食など範囲が広く期待が大きい。本村でも積極的な取り組みが生まれ、多くの成果を期待し次の点を質問する。

- ① 本村の全体スケジュールと県の動向は。
- ② 推進に関わる部、課は。また、中心となる部、課は。
- ③ 推進運動、計画策定の手法で食育推進会議を設置するのか。庁内経営会議との関わりは。また、第5次総合計画との整合は。
- ④ 実施にあたり国、県の財政支援は。
- ⑤ 食の提供は「愛」受けることは「感謝」に通ずると思う。「食育は人間力を養う柱」との考え方が、村長の所見は。

A1 ① 国の基本計画は18年度に発表され、県は先行し独自の施策で食育が進んでいます。村の取りまとめは17年度12月頃を予定しています。既存施策で幅広く食育が進行中であるが、他の動向も見極め機敏に対処します。

- ② 現在想定される部、課は4部8課で、中心を担うのは健康福祉部の健康推進課です。
- ③ 村では現存の「健康プラン21」を活かし食育推進計画を策定し、住民参画を心がけます。村の意思決定機関である経営会議に食育専門部会を設置する予定です。
- ④ 法では明示されていますが、現時点では具体的なものは示されていません。
- ⑤ 「食育は人間力を養う柱」の考えに全く同感です。5万3000村民すべての年代、職域が関わる大きな課題であり食のゆがみの是正、未来に悔いを残さない食育実現に積極的に取り組みます。